令和３年第５回　飯塚市議会会議録第６号

　令和３年９月２７日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２６日　　９月２７日（月曜日）

第１　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）

（２）議案第７６号　飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（３）議案第８２号　飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例

（４）議案第８５号　飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること

（５）請願第　３号　「総合評価落札方式」による入札制度に関する請願

２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７４号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）

（２）議案第７８号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

（３）議案第８６号　指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）

（４）議案第８７号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）

３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第７５号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

（２）議案第７７号　飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

（３）議案第７９号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

（４）議案第８０号　飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

（５）議案第８３号　契約の締結（幸袋交流センター建設工事）

４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第８１号　飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例

（２）議案第８４号　土地の処分（地方卸売市場跡地）

（３）議案第８８号　市道路線の認定

（４）認定第１３号　令和２年度 飯塚市水道事業会計決算の認定

（５）認定第１４号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

（６）認定第１５号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定

（７）認定第１６号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

第２　令和２年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

１　認定第　１号　令和２年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

２　認定第　２号　令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

３　認定第　３号　令和２年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

４　認定第　４号　令和２年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

５　認定第　５号　令和２年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定

６　認定第　６号　令和２年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

７　認定第　７号　令和２年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

８　認定第　８号　令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

９　認定第　９号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定

10　認定第１０号　令和２年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定

11　認定第１１号　令和２年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定

12　認定第１２号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

第３　議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）

１　請願第　４号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願

第４　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議案第８９号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

２　議案第９０号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

３　議案第９１号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

４　議案第９２号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

第５　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

１　議員提出議案第　９号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書の提出

２　議員提出議案第１０号　出産育児一時金の増額を求める意見書の提出

３　議員提出議案第１１号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出

４　議員提出議案第１２号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出

第６　報告事項の説明、質疑

１　報告第１３号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

２　報告第１４号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

３　報告第１５号　専決処分の報告（市民公園転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

４　報告第１６号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）

５　報告第１７号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）

６　報告第１８号　継続費精算報告書の報告（令和２年度飯塚市一般会計）

７　報告第１９号　継続費精算報告書の報告（令和２年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計）

８　報告第２０号　令和２年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

第７　署名議員の指名

第８　閉　会

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第７３号」から「議案第８８号」までの１６件、「認定第１３号」から「認定第１６号」までの４件及び「請願第３号」、以上２１件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　総務委員会に付託を受けました議案４件及び請願１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、財産収入、市有土地売払収入について、地方卸売市場跡地を株式会社イズミに売却を行うということだが、貸し付けの検討は行わなかったのかということについては、企業誘致においては、経営の安定及び将来にわたる運営の責任を図るため、譲渡を基本としているが、今回、貸し付けを含めて検討を行い、本年７月の企業誘致推進会議において株式会社イズミに現状有姿での売却を決定した。また、商業関係者からは、譲渡により将来持続的に経営・運営を行っていただきたいという意見をもらっているという答弁であります。

次に、農業施設費、その他の農業施設費について、防災重点ため池ハザードマップはどのような地図になるのかということについては、大雨や地震によりため池の堤防が決壊した場合の浸水エリアを示した地図となっているという答弁であります。

次に、文化財保護費、職員給与費について、嘉穂劇場の移譲に伴う職員給与の計上ということだが、具体的にどのような業務を想定しているのかということについては、見学や貸し館の問い合わせの電話対応業務や、国の登録有形文化財である本施設を維持管理するために、施設の空気の入れかえ、清掃、倉庫等の片づけ、雨天や台風時の雨戸の取りつけ及び贈与資料の整理を行い、また運営再開に向けた運営マニュアルの作成業務を想定しているという答弁であります。

次に、文化財保護費、嘉穂劇場管理運営事業費について、管理運営のために必要な経費はどのように計上しているのかということについては、光熱水費、維持補修費及び通信運搬費は、実際に運営をしていたＮＰＯ法人嘉穂劇場の過去３年間の経費の実績を参考とし、法令で定めのある電気設備保安業務委託料や消防設備保守点検委託料は、見積書を徴取し計上しているという答弁であります。

次に、文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業費について、不動産鑑定手数料や測量委託料が計上されているが、どの物件に必要なのかということについては、嘉穂劇場の敷地内にあるＮＰＯ法人嘉穂劇場以外が所有する駐車場敷地や事務所敷地を買収するに当たり、積算のために必要であるという答弁であります。

この答弁を受け、ＮＰＯ法人嘉穂劇場以外が所有する駐車場敷地等を買収する必要があるのかということについては、将来、嘉穂劇場を管理運営するに当たっては、利用者の利便性や嘉穂劇場事務所の確保を考慮し、駐車場敷等の買収は必要であるという答弁であります。

次に、調査設計委託料が計上されているが、改修が必要な理由は何かということについては、ＮＰＯ法人嘉穂劇場から施設の老朽化による雨漏りや空調機器のふぐあいを聞き及んでおり、雨漏り防止のための屋根工事や利用者が快適に利用するための空調機器工事が早急に必要であるという答弁であります。

次に、今後の施設の活用方法はどのように考えているのかということについては、関係各課と協議を行い、外部の有識者や若者、業界関係者などと新たな協議組織を設置し、保存と活用方法を含めた最善の運営方法を検討したいと考えているという答弁であります。

次に、不動産鑑定手数料や測量委託料が計上されているが、通常売買では、不動産鑑定手数料などは双方が話し合い、負担比率を定めて費用を負担しているがどのように考えているのかということについては、今後、所有者と売買交渉を進める中で諸費用の負担についても協議を行いたいと考えているという答弁であります。

次に、本施設を劇場として興行収入での運営を考えているのか、もしくは国の登録有形文化財として保存を考えているのかということについては、エンターテインメント機能を有した劇場として、使用料を徴収し運営することも必要だと考えている。また国の登録有形文化財のため、保存していくことも必要であり、そのためには使用料を維持管理費に充当していくことも考えているという答弁であります。以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７６号　飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第８２号　飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例」、以上２件については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

　次に、「議案第８５号　飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」については、執行部から、議案書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の過疎地域持続的発展計画に計上された事業が過疎対策事業債の対象になるということだが、ソフト事業とハード事業の限度額はそれぞれどのようになるのかということについては、ソフト事業は、各自治体の基準財政需要額と財政力指数によって決められた算定式により算定された金額が限度額となり、ハード事業は、各自治体が過疎対策事業の申請を行い、国の計画額の範囲内で割り振りが行われ、決定されるという答弁であります。以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第３号　『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、紹介議員の１名から関係者各位に向け、「総合評価落札方式の廃止を求める請願についてのご報告とお願い」という文書が発出されているが、同じ紹介議員として、この内容をどのように考えているのかということについては、請願者がこれからどういった形になるのか聞きたいということでまとめた文書である。今後の流れなどの問い合わせに関して請願者では不明であることから、問い合わせ先として紹介議員の名前や連絡先を入れ作成した文書であり、何ら問題がないものと考えているという答弁であります。

次に、本文書には、請願の審査の前に議員への働きかけが指示されているようだが、公正な議会審査を妨げるおそれはないのか、また、議員が事業者に働きかけを指示する行為は、不正の疑義を持たれるおそれがあるとともに、自己の地位による本市への影響力を不正に行使するものではないのかということについては、指示をしたということは聞いておらず、請願者から「働きかけをしたほうがよいのでしょうか」との相談に対し、「もちろんそのほうがよいでしょうね」と返答したもので、請願が採択されるための活動であるため何ら問題がないものと考えている。問題があると思うのであれば、質問者から政治倫理審査会に申し出てもらいたいという答弁であります。

次に、請願書の文中に「総合評価落札方式を一旦中止・凍結すること」とあるが、趣旨説明では、場合によっては総合評価落札方式で行わないといけないところもあると発言されたのは、どういうことなのかということについては、現行本市が実施している設計額１億５千万円以上の金額であれば全て総合評価落札方式としていることをやめ、実際にどのような形が一番望ましいかを考えた上で新しい制度をつくってくださいということであり、特殊な工事は技術力の提案を活用し、事業者とともに協議をしながら、事業者が納得できる制度を構築してもらいたいという答弁であります。

次に、この請願は総合評価落札方式に関する請願であるが、請願書の文中に「特定事業者による独占受注となっているのは周知の事実であります。過去３年間におけるＳⅠ事業者の受注額や落札率を見ても一目瞭然」と書かれているとおり、総合評価落札方式を実施した７件が独占受注となっているのかということについては、総合評価落札方式だけを取り上げるのではなく、ＳⅠ事業者の総受注額を見ると実際に寡占状態になっているため、このような表現となっているという答弁であります。

この答弁を受け、総合評価落札方式を実施した７件が独占受注となっていることを確認したのかということについては、実施した７件の受注状況だけで見た場合、独占受注の状態となっていないことを確認しているという答弁であります。

次に、本請願は過去の総合評価落札方式での結果を受け、提出された請願であり、ＳⅠ事業者の総受注額まで入れると請願の要旨が変わるのではないのかということについては、総合評価落札方式の制度の特質の課題として国が指摘しており、価格競争と比較して透明性・公平性の担保が難しいという構造的な問題があり、担当者の裁量により特定の事業者が有利となるような評価項目・基準が設定されるという恣意的な評価への懸念や、評価表標準例などの工夫がされた場合でも評価方法が定型化することなどにより、ノウハウを有する既存の事業者が有利、寡占状態になってしまう懸念があることから、市内事業者の意見を十分に聞いてもらうよう、また入札制度は慎重かつ丁寧な検討を行ってもらうようお願いしてきており、その対応策として総合評価落札方式を一旦中止・凍結し、これによりふさわしい評価方法の採用が期待できるというのが要旨であり、懸念の一つであるノウハウを有する既存の事業者が有利、寡占状態となっていることを表現するために、ＳⅠ事業者の受注額や落札率を見ても一目瞭然という部分を記載しているという答弁であります。

次に、請願者の中に総合評価落札方式で落札した事業者が存在するということだが、この落札した事業者は、総合評価落札方式は廃止という意向なのかということについては、事業者の方々は、生き抜くために総合評価落札方式がおかしいと思いながらも受注する努力をされてきたが、今の寡占状況を見ると総合評価落札方式は廃止すべきという意向であるという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、総合評価落札方式は試行導入ということだが、試行期間の期限は決めているのかということについては、期限は当初から明確には定めていない。現在、種々検討しており、今後協議をさせていただきたいという答弁であります。

この答弁を受け、いつまでという期限を決定し報告してもらいたいという意見が出されました。

次に、総合評価落札方式を実施する場合は、評価点数をつけていくとのことだが、どのような審査体制となっているのかということについては、業者選考委員会に内部小委員会を設置し、評価基準に基づく評価や提出書類の採点を行い、その評価結果を国土交通省九州地方整備局に評価依頼を行い、最終的に業者選考委員会で評価点数を確定する審査体制であるという答弁であります。

次に、評価するに当たっては、国の方針では学識経験者２名の意見を聞くこととなっているが、本市はどのようになっているのかということについては、内部小委員会に学識経験者は入っていないという答弁であります。

次に、外部の学識経験者の代替として、本市では国土交通省九州地方整備局に評価依頼を行っているとのことだが、本市の評価結果と評価依頼した結果に相違がある場合はないのかということについては、本市が提出した評価結果と相違があることが多数あったという答弁であります。

次に、評価依頼した結果に相違があった場合は、評価基準の見直しを行っているのかということについては、評価基準は工事の規模や特性により工事内容は異なってくるため、その都度評価基準を見直しているという答弁であります。

次に、評価基準は２０点満点と聞き及んでいるが、そのうち施工計画は４００文字以内で、同様の形式で提出されると思われるが、工事の基本とも言えるもので、評価にあまり差がつかないのではないのかということについては、施工計画が８点、企業の技術力が６点、配置予定技術者の技術力が６点という配点となっているが、その中でも施工計画の点数に一番差が出やすいという答弁であります。

次に、事業者から評価点数や評価の妥当性について、問い合わせはないのかということについては、評価点数は入札執行後に事業者に送付しており、評価の妥当性は、事業者から申し出があった場合、ヒアリングを行い、理解していただいているという答弁であります。

なお、審査の過程において委員の中から、本件については、慎重に審査を行うため継続審査としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、可否同数となったため、飯塚市議会委員会条例第１７条第１項の規定に基づき、委員長の決するところにより、継続審査とすることは否決いたしました。

以上のような審査の後、委員の中から、本市の入札制度に不信感が拭えないため、総合評価落札方式は一旦立ちどまり、本委員会の特別付託事件である入札制度において、事業者、行政及び議員が納得できる入札制度に変えていくきっかけとして本請願が提出されており、賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　総務委員長報告に対して、何点かお尋ねしたいと思っております。お尋ねする内容は、請願についてです。「『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」が、委員会では委員長の判断で継続審査はしないようになり、賛成多数で採決されておりますけれど、委員会の中の審議について、お尋ねしてまいります。

この請願は、総合評価落札方式による入札制度の廃止を求めるものです。それでまず、請願者が言っている内容についての確認がどのようになされたのか、お尋ねしてまいりたいと思いますけれど、請願書の中には、「国は『適正化法』『品確法』などの法律を制定し、『公共工事が公平・公正に行われるべきである。』との理念を『適正化法』で示し、それを実現する具体的な手段として、『品確法』により定めてきました。」とありますけれど、この適正化法とは何なのか、その理念はどのように示されておるのか、審査されたのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　審査されていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　適正化法というのは何であるということは審議されていないのですか。一切審議されていないということで理解していいのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　審議されていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、適正化法という、その法律名がわかっていないということです、委員会の中では。それと品確法とありますけれど、これも品確法とは何か、趣旨は何かというようなことも一切審議されていないというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　審査されていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ということは、請願の趣旨がそれで理解できておるのかなと、ちょっと懸念するところでございますけれど。また、「こうした中、公共工事における入札方法も、価格のみの判断から、技術的内容を考慮して行われる『総合評価落札方式』への転換が図られています。」とあります。「その主な目的には、公共工事における品質の確保、競争性・透明性の高い公平公正な入札の執行、地元業者の育成などが挙げられる一方、事業者の格付けにおける主観点数項目の拡充、工事成績評定基準の見直しなど、制度改正を適時行うように求めています。」とありますけれど、国が進めている総合評価落札方式については、どういうものであるということが委員会の中で審議されたのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　審議されていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それでは、「他方で国及び地方公共団体の契約は、原則として、一般競争入札で行われることが定められております。（会計法第２９条の３第１項、同２９条の６、地自法第２３４条第２項、自治法施行令第１６７条の１０）」とありますけれど、会計法第２９条の３第１項、同２９条の６には、どのようなことが定められているのか、審議が行われましたか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　行われていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、地方自治法第２３４条第２項には、どのようなことが定められておるのか、審議が行われたのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　行われていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　自治法施行令第１６７条の１０には、どのようなことが定められているのか、審議が行われましたか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　行われていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　請願書の１ページの下から３行目から２ページ目の上から１５行目までの国の総合評価落札方式についての指摘について述べられておられますが、請願書には。国はどのように指摘しておるのでしょうか。どのような形で、この指摘がいつなされておるのか、そういうことも審査されましたか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　されていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　請願書の２ページの下から３行目から３ページ目の上から２行目までには、「飯塚市が試行導入し続けておられる『総合評価落札方式』において、過去の落札結果が如実に示しているのは、すでに国が懸念し指摘していたとおり、特定事業者による『独占受注』となっていることは周知の事実であります。過去３年間におけるＳⅠ事業者（建築）の受注額や落札率を見ても、一目瞭然であります。」と述べられておりますけれど、一目瞭然とは、一目見ただけではっきりとわかるさまというふうに理解しておりますけれど、過去３年間の総合評価落札方式の落札結果はどうなっておるのか。また、その結果は特定事業者による独占受注となっているのか。そのことは一目瞭然であるのか審査されましたか。あくまで、これは市の総合評価落札方式の中止を求めるものでありますので、市の実態はどういうふうになっているのかということで、請願書に書かれている内容を確認する意味でも、落札状況がどうだったのか審査されておるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　資料要求はございましたが、資料の提出もいただきましたが、その後の審査はしておりません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ということは、確認ですけれど、請願文書にある内容については一切審議をしていない。事実確認はされていないというふうに理解できますが、そのとおりですか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　この請願の文書についての確認というのは行っていませんが、飯塚市の現状についての今の審議というのは行われました。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　どのようなことが審議されたのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　先ほど委員長報告で述べましたような内容の件について、審議が行われました。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　確認しますけれど、審議されているのは、執行部に何点かお尋ねしておりますけれど、落札に際して、国に対して指導を受けましたか、受けませんでしたかとかいう内容であります。そして答弁を見る限りには、私の知っている限りでは、国の指導に従って総合評価落札方式については、国は地方自治体に対して導入する際には、国・県に指導を求めることができるというふうになっておるんです。だから、その国の指導に基づいて、発注の仕方なり、落札のあり方なりを相談していますという答弁がされていると思っておりますけれど、それだけではないんですか。それ以外は、その請願者の書いている文書についての精査はされていない。そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　それ以外についてはされていません。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　委員長報告でもありましたけれど、入札制度そのものは、今日まで特別付託を受けて、休会中でも審議されておりました。今回、この請願については、この議会で審議して可決されたわけですけれど、委員会では。市の今後の発注の予定の工事の入札で、近々で総合評価落札方式で行われるような物件があるのかどうか、その辺は委員会で確認されましたか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　委員会の中では確認していません。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　今、道祖議員の質疑の中にもありましたが、請願書の中に、「総合評価落札方式」において、「特定事業者による『独占受注』となっていることは周知の事実であります。」と言い切られております。この部分につきましては、先ほど委員長が答弁なされた資料の提出によって、皆さん確認をされたことと思いますが、事実とは違っている文章のようでございますが、委員会においての質疑では、請願の提案理由には一部事実と異なった記載があるものの、今の部分、その点については、紹介議員が請願者の皆さんを代弁して丁寧に説明をされているようでございますが、その説明の部分が大部分なように私も見聞しましたが、全体的にはそのような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　紹介議員の発言の認識でよいかと思います。

○議長（松延隆俊）

　１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　委員長報告の中にもあったのですが、入札方法については業者と行政が話し合って決めてくださいというような説明があったようでございますが、これは業者間の談合や官製談合を促すような説明ではないかというような点についての指摘や質疑はあっておりますか。

○議長（松延隆俊）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　あっておりません。

○議長（松延隆俊）

　ほかに質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。７番　土居幸則議員。

○７番（土居幸則）

　私は、「請願第３号　『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」については、採択することに反対であり、その立場から討論させていただきます。

この請願に関しては、「総合評価落札方式の廃止を求める請願についてのご報告とお願い」という文書が、関係者各位という宛先で発出されていることを代表者会議を通じて伺いました。その文書の内容としましては、最初にご報告という形で、今回の請願提出に賛同された１７社の企業名が記載されています。企業名は申し上げられませんが、これは請願書に記載されています請願者と一致しています。その次に、請願提出から採決までのスケジュールが書かれています。９月２日定例会初日に請願提出、９月１０日総務委員会に付託予定、９月１４日総務委員会で採決予定、９月２７日本会議最終日に請願採決予定となっています。事実そのとおりに事が運ばれています。

その次に、お願いということで、請願の採択は多数決となります。本請願が付託される総務委員会の委員は７名ですということで、私の名前も挙げられております。続けて請願は、まず総務委員会で採択された後、９月２７日の本会議最終日に賛成多数による採決の予定で議会内調整を行う予定です。各位におかれましては、ご支援されている議員や相談できる議員への働きかけをお願いします。本請願の目的は、飯塚市の公共工事の入札における透明性の高い公平公正な入札を求めるものでありますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたしますとありまして、最後に、発出議員の氏名と携帯電話番号が書かれています。この文書がどういった意図で発出されたものかははかりかねますが、この文書が公になることで、私が賛成、反対、どちらの立場を表明しても、この文書を見られた市民の皆さんからどのように思われるか、わかりません。ほかの議員の皆さんも同様に受け止めておられるのではないかと思いましたので、私は総務委員会の審査において、紹介議員に対し、このままでは公正な議会審査が妨げられるのではないかと尋ねました。これに対し、紹介議員は、何ら問題はない。相談されたらやるような行為ですと答えられました。また、議会審議を議会外において、議員への働きかけをお願いしますと働きかけることは、市民全体の代表者としての品位と名誉を損なわせる行為ではないか、不正の疑義を持たれるおそれのある行為であるとともに、自己の地位による市への影響力を不正に行使するものではないかとも尋ねましたが、問題はありません、問題があると思うのであれば、政治倫理審査会に審査請求されてはいかがですかと言われました。一方、代表者会議において、この発出文書に問題があるかどうか、議会事務局から全国市議会議長会に見解を尋ねることになり、その回答を受けて、再度、代表者会議が開かれると伺っております。その結果が出てからでないと、これ以上審査を進めることができないのではないかと思いましたので、私は総務委員会において、継続審査の採決が行われた際、賛成したのですが、継続審査は否決され、討論、採決へと進められました。請願の提出前であれば、請願者や紹介議員から他の議員に対して、紹介議員として名を連ねるようお願いされることは当然あるかと思います。しかし、請願書が提出された後においては、他の議員に直接賛同を呼びかけるのが、紹介議員の務めであると私は考えます。このような文書が公になった以上、私は公正な審査が妨げられると考えておりますし、このまま採決すれば、市民から議員の賛否に何らかの圧力がかかっているとも疑われかねないと感じております。御承知のとおり、現在、総務委員会では閉会中の特別付託事件として入札制度について審査を行っております。請願の採択いかんにかかわらず、これからの公正な入札制度の実現に向けて取り組んでまいりますことから、紹介議員におかれましては、市民から疑義を持たれかねない本請願の取り下げをご検討いただくようお願いし、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第７３号」及び「請願第３号」に賛成、「議案第７６号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「一般会計補正予算（第６号）」中、嘉穂劇場関連予算は、ことし８月２０日、家屋と底地の譲渡を受ける贈与契約及び事業贈与契約に基づくものであります。この契約は、今回予算措置の成立によって効力を持つものとなっています。木造文化財であることから、建築基準法及び消防法に照らした対応が既に検討されているとの説明がありました。今後の整備と維持には、一定の財政措置が必要になると見込まれますが、市民の共有財産として、文化・芸術分野の皆さんを初め、全国に支援者を募るなどの工夫が必要であります。指定管理者制度を安易に導入するのではなく、若い世代を初め、地域に根差した、筑豊からの発信の舞台の一つとして大切にされるよう、市の体制も充実を図ることが期待されるのであります。

　「請願第３号」は、総合評価落札方式による入札制度の廃止を求めるものであります。この総合評価落札方式は、もともと入札制度を調査する飯塚市議会総務委員会において、２０１６年まで一部議員によって質疑が繰り返され、テーマに浮上した経過があります。当時の市長と副市長は、現状でこの制度を導入する必要はないとの答弁を繰り返し、私も導入が必要な特別な事情はどこにも生じていないということを答弁で確認し、総合評価落札方式導入には反対する立場から質問を展開いたしました。その後、かけマージャン事件の調査を求める陳情が、飯塚市議会１２月定例会に提出されるところとなり、翌年２０１７年２月の市長選挙となりました。その新しい市長のもとで、最初に導入された入札制度の変更が、この総合評価落札方式の試行であります。私は、公共工事の品質確保を初め、それが必要な事情が生じていないこと。むしろ不透明な評価方式のもとで強い者がより強くなり、公正な競争が維持できず、将来を見たときに、かえって品質確保に反する事態になりかねないと厳しく指摘して、総合評価落札方式の導入はやめるべきだと指摘し続けたのであります。その後、私は意に反して総務委員会を離れることになりました。５年たった今、私の指摘の趣旨は、今回の請願の趣旨とおおむねにおいてその認識を共通にするところがあります。こうした流れの中で、筑豊ハイツ再整備事業においては、何の競争もなく１２億円に及ぶ随意契約を、市長が特定業者と交わす事態まで生じたこともあります。基礎工事において事故が発生したと言って、工事費を追加したこともあるではありませんか。総合評価落札方式を廃止すると、市長が今宣言することは、本市において公正で透明な入札が適正に行われるよう市政の流れを切りかえる決意の表明になります。私は今後さらに、市民と議会の監視が必要であることは当然だと考えています。

なお、紹介議員の文書が、どういうわけか市長サイドから議長に送付されて、政治倫理基準に照らした質疑が総務委員会において行われるということになっているようであります。請願者が市議会議員に賛同を求めて行動することは、請願権の行使の一部であります。請願を受けるのは、市議会議員の当然の仕事ではないですか。そして、そのことを請願者にアドバイスすることは、請願権の行使をサポートする範囲のものであります。むしろ、ここで私が指摘しなければならないのは、市長サイドのこの行為が、憲法第１６条が国民に保障する請願権を侵しかねないものであるということであります。このことは、「請願第３号」の審議に当たっては、全く関係ないことではあると思いますけれども、現状を変えたくないという市長サイドの発想がそこにあるとしての行為であれば、極めて重大だと指摘をしておきたいと思います。

次に、本市の個人情報保護条例及び個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、そもそもマイナンバーカードに危険性があるので賛成できません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。１１番　田中武春議員。

○１１番（田中武春）

　私からは、「請願第３号　『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」について、反対の立場から討論に参加をしたいというふうに思います。本請願の審査に当たり、私は９月１４日に開催されました総務委員会の傍聴をさせていただきました。何点か疑問を感じておりますので、それを述べさせていただきたいというふうに思います。

まず１点目が、平成３０年度より試行導入されている総合評価落札方式について、なぜ今になって廃止を求めているのかについてであります。本制度導入以降、総務委員会では、「入札制度について」を特別調査事件として、これまでずっと審査されてきており、現在も入札制度については継続の審査というふうになっております。執行部に確認をいたしましたところ、本年度中に総合評価落札方式による発注の見通しがないとのことであり、この審査を急ぐ必要がありません。入札制度の一部である総合評価落札方式だけを切り離し、しかもこれまで、請願の取り扱いについては、閉会中の委員会において継続審査としてきたこともあります。総務委員会の半数の委員は、慎重に審議を求め、継続審査を申し出ておられましたが、短い質疑の後に強行に採決となった印象を受けました。あとは、総合評価落札方式は、御存じのとおり１億５千万円以上の土木及び建築一式工事の案件について採用されております。高額の発注案件となります。廃止を求める請願には１７社の連名となっておりますが、この１７社は高額案件を受注する立場にありますし、議員は１７社以外の業者に対し意見を聴取するなど、制度の見直しはもちろん、制度の改廃については、より慎重に審査をすべきものであったと考えます。

次に、２点目の疑問ですけれども、紹介議員が請願者である１７社に対し、「総合評価落札方式の廃止を求める請願についてのご報告とお願い」と題した文書を発出している点であります。この文書の内容は、請願提出に賛同した１７社の業者名と請願採決までのスケジュールが記され、９月２７日の本会議最終日に賛成多数による採決を受けるよう議会内調整を行う予定であるので、支援している議員や相談できる議員がいれば、働きかけをお願いしたい旨を依頼している文書です。しかも、そこには総務委員会委員全員の名前が記載され、委員会での審査を前に、個別に総務委員への働きかけを指示するともとれる文書となっています。この内容について、同僚議員から紹介議員への質問に対し、通常行っている行為である。政治倫理上何ら問題点はない。政治倫理審査会へ届ければいいとの答弁がありましたが、このことによって、議員に対し一部業者からの働きかけや、不当な圧力等があってはならないことでありますし、請願者みずからの働きかけではなく、議員から働きかけの依頼が行われたことの危うさを認識しておられるのか、また一部業者からの請願について、深く慎重に審査すべきところが、これでは働きかけによる賛成に等しいものとなり、市民からの信用が維持できるのか、甚だ疑問であります。

　３点目に、請願書の内容についてであります。注目すべき点は、特定事業者による独占受注となっていることは周知のことであり、過去３年間におけるＳⅠ事業者の受注額や落札率を見ても、一目瞭然であると記載があります。このことについて、平成３０年度以降、総合評価落札方式による入札結果について資料要求がなされ、提出を受けましたが、過去の落札分７件において重複して落札している業者はなく、記載にあるように独占受注とはなっておりませんでした。このことについて、同僚議員から紹介議員に対し、事実と異なる部分について請願者と相談の上、間違いであるのならば訂正をすべきであり、内容が間違っていることを前提に審査したことになるので、訂正を要求されましたが、持ち帰るつもりもなく、改めて請願者へ確認を行うつもりもないとの答弁でありました。

このような質疑の中で、同僚議員から再三にわたって、このまま審査に入ることはいかがなものか、継続して審査すべきではないかとの意見がございましたが、結果的に採決に至ったわけでございます。また、この中で、競争性・透明性の高い公平・公正な入札の執行とはほど遠いとありますが、執行部の説明を聞きますと、高額案件であるため、内部協議に加え、国土交通省への評価を依頼していること。評価基準決定から入札に至るまで、さまざまな手続を踏んで落札者決定に至っている点や、さらに全て議決案件であること。また、入札制度は、総務委員会での調査事件となっていますことから、常にその制度をチェックできることなどを考えますと、競争性・透明性の高い公平・公正な入札執行であり、疑念を抱く点が具体的にどこにあるのか、よく理解ができません。

以上、３点について申し述べましたが、共通していることは、この請願の採決を性急に審査しなければならない案件だったのかということです。次の入札までかなり時間があり、十分に掘り下げて審査をする必要があったものと考えます。このような審査のあり方は、今後の議会運営に支障を来すのみならず、民主主義の根幹にかかわることではないでしょうか。そういうことを述べまして、私の反対討論にさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私は、委員長報告の「請願第３号　『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」の採択に反対の立場で討論いたします。

本請願は、飯塚市の公共工事発注における総合評価落札方式による入札制度の廃止を求めるものであります。請願の理由として述べられている内容から考えてみますと、請願書の１ページの１１行目から１６行目までは、総合評価落札方式の導入について述べられております。しかし、総務委員長報告において質疑をさせていただきましたが、これで明らかになったと思いますが、総務委員会では、請願者が述べられている国が制定した適正化法、品確法についての内容について確認がされておりません。請願者の述べている適正化法が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、平成１２年１１月２７日であるならば、この法律の目的は第１条に定められております。「この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。」また、請願者が述べております品確法が、公共工事の品質確保の促進に関する法律、平成１７年４月１日施行であるならば、この法律の目的は、第１条に定められております。「この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」、この理由をもって請願者は、総合評価落札方式が導入されているというふうに述べられておるのではないかと解釈いたします。

続いて、１７行目から、「他方で、国及び地方公共団体の契約は、原則として、一般競争入札で行われることが定められています。（会計法第２９条の３第１項、同２９条の６、地自法第２３４条第２項、自治法施行令第１６７条の１０）」と法的根拠が示されておりますが、総務委員長報告に対する質疑では、総務委員会では請願に述べられている内容が事実かどうか審議が行われておりません。地方自治法施行令第１６７条の１０の２の第３項には、「普通地方公共団体の長は、前２項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下、「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。」とありますが、契約の原則は一般競争入札で行われるとして、一般競争入札の際に、総合評価落札方式で行うことについては、この条文から見ますと、否定されていないと解釈ができるのではないでしょうか。

また、国が総合評価落札方式の問題点を指摘されていると言われておりますけれど、今回、請願者が述べている関係法令の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、施行令、地方自治法、地方自治法施行令に、総合評価一般競争入札、総合評価指名競争入札との条文が明記されております。なぜ国が法律等に総合評価落札方式という表記をしているのかは審議されておりません。総務委員会では、請願者が飯塚市の総合評価落札方式による過去の落札結果が、「国が懸念し指摘していたとおり、特定事業者による「独占受注」となっていることは周知の事実」、一目瞭然と述べられておりますけれど、総務委員会に提出された過去６件と、今議会に提案されております幸袋交流センター建設工事、合わせて７件の総合評価落札方式による落札結果は、同一業者が落札されている工事はありません。どのように解釈すれば、特定の事業者が独占的に受注していると言えるのかが理解できません。しかし、このことについて総務委員会での審議が行われておりません。

私はここに、国土交通省が平成２０年３月に改定された地方公共団体向け総合評価実施マニュアルを持ってきております。この中では、総合評価落札方式の導入意義、導入の背景について、次のように記されております。「なぜ総合評価を導入しなければならないのですか。」これに対して、このように書かれております。「公共事業については、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増しています。これにより、技術的能力が高くない建設業者が施工し、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されています。このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現することが必要です。この基本的な理念を具体化するものが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価落札方式です。総合評価落札方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。①価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。②必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。③技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。④価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。⑤総合評価落札方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。総合評価落札方式を導入するための事務が煩雑であるという意見もあるようですが、当マニュアルで紹介されている市区町村向け簡易型（特別簡易型）は、価格競争方式において競争参加資格を確認する際にも建設業者に求めている企業の施工実績や工事成績等に関する情報に基づき総合評価を行うものであり、発注関係事務を処理する体制が脆弱な市区町村においても十分活用が可能です。また、総合評価落札方式においても、低入札価格調査と具体的な価格による失格基準を併用し、当該基準に該当する入札をした業者と契約をしなければ最低制限価格制度と同様のダンピング排除の効果を得ることができます。総合評価落札方式の実施の際に義務付けられている学識経験者からの意見聴取について、入札監視委員会等の活用、県単位又は複数の地方公共団体が共同で共通の委員による意見聴取を行う等の方法により、より簡易に実施することができます。また、地方自治法施行令の改正により、学識経験者からの意見聴取手続が大幅に簡素化されました。いずれにしても、地方公共団体において総合評価落札方式をより積極的に導入することが、地域における社会資本整備と建設業界の健全な発展に貢献するものと考えられます。なお、本マニュアルは、平成１９年３月に初版が策定されましたが、地方公共団体における実施状況等を踏まえて、適宜見直すこととしており、昨今の公共工事をめぐる情勢を踏まえ、平成２０年３月に初回の改訂版を発行することとしました。」このようにあります。これが平成２０年であります。今、令和３年ですから、古いというふうに言われるならば、令和２年１２月２３日、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長は、建設業者団体の長殿という建設業界の皆さんに対して、事務連絡を行っております。これは、「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について（参考送付）」という文書です。文章を読み上げると長くなりますけれど、これは公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、それと公共工事の品質確保の促進に関する法律等を踏まえて、いろいろ国が指導してきておるという文書ですけれど、「依然として、市区町村における公共工事の入札及び契約については「令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」の結果等にみられるとおり、国や都道府県に比べて取組が遅れている等の課題が指摘されておるところです。」そして、積極的な取り組みが推進させるように働きかける文書であります。「管内市区町村における公共工事の入札及び契約の適正化の更なる推進に協力するよう、入札契約適正化法第２０条第２項に基づき、別紙のとおり、地方公共団体に対して要請しましたので、参考までご連絡します。」という文書があります。

そして総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、各都道府県担当部局長宛てに文書が出ております。そしてまたあわせて、各都道府県知事殿（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）、各都道府県議会議長殿（議会事務局扱い）というふうに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進について」の文書が出ております。この中に、総行行第２１５号、国土入企第２６号、令和元年１０月２１日、公共工事の入札及び契約の適正化の推進についての中に、継続的に措置に努めるべき事項というのがあって、その項目が何点か書かれております。１．適正な予定価格の設定、２．ダンピング対策の強化、３．適切な契約変更の実施等、４．社会保険等未加入業者の排除、５．施工体制の把握の徹底、６．一般競争入札の適切な活用、７．総合評価落札方式の適切な活用、総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。このようになっております。このような文書が国から出されておるということであります。

それとともにここにまた、国土交通省九州地方整備局の工事における総合評価落札方式の実施方針について、令和３年版があります。この中には、基本方針が示されておりまして、そこで、やはり３点目として、いろいろな課題への対応を図っていくとともに、「総合評価落札方式の透明性・公平性を確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある」というふうに、基本方針に示されております。

何を言いたいかと言いますと、請願者が、国が総合評価落札方式を否定しているような請願文書になっておりますけれど、国は積極的に法律に基づいて総合評価落札方式を活用することを求めておると。これが実際の動きであります。しかるに、なぜ飯塚だけが総合評価落札方式をやめるということになるのか、委員会の中で十分な審議が行われておるならば、国の動き、そして、国が求めている工事の品質とか透明性とか、そういうことについて、十分協議なされておったのだろうと思いますけれど、そういうことがなされていない中で、この請願が、総合評価落札方式を飯塚ではやめるようにということが採択されることについては、再三言いますけれど、国等の動きと相反する。そういう意味で、私は今回の請願については反対させていただきます。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　飯塚みらい会の小幡です。かなり討論が長くなりましたけれども、私は、「請願第３号」に賛成の立場で討論いたします。討論の前に、私が請願者１７社の方々に送った文書が問題であるということが言われておりましたけれども、その件につきましては、また別の機会で話したいと思います。

この請願は、飯塚市の総合評価落札方式による入札制度の廃止を求めております。総合評価落札方式自体を否定するものではないと。飯塚市のやり方、飯塚市の総合評価落札方式に対して廃止を求めるということです。私はこの請願の紹介議員でもあります。先ほど来、反対討論の中にもありましたけれども、請願者の思いをぜひとも議会に届けてほしいとの要望です。お疲れのところ申しわけないけれど、請願者の要望を伝えるために少し長くなりますが、ご了承ください。今回は、企業名を名指ししますと、また議長にご迷惑をおかけしますので、「特定事業者」という表現で、話をさせていただきます。

ただいま総務委員長の報告にありましたとおり、当委員会では、この請願は採択となりました。私も総務委員会のメンバーであります。先ほど質疑の中とか、反対討論の中に、総務委員会の審議の中で、総務委員が品確法とか適正化法、会計法とか自治法に対する質疑はなかったのかと、それがわからないで審査したのかというような表現をなされましたけれども、総務委員会の名誉のためにも言っておきますけれども、先ほど申しました品確法、適正化法、会計法、地自法、施行令も含めて、委員会の前にちゃんと皆さんそれを把握した上で委員会に臨んでおります。わかっているので質問をしなかったということです。

まず、請願提出者の請願理由として、このように書かれていました。「飯塚市が試行導入し続けておられる『総合評価落札方式』において、過去の落札結果が如実に示しているのは、すでに国が懸念し指摘していたとおり、特定事業者による『独占受注』となっていることは周知の事実」であると、請願者は主張されております。独占受注です。委員会の審査の中でも、この件については資料要求がなされ、請願に反対する委員からは、独占受注にはなっていないのではないかという意見もありました。そこで独占受注だと感じておられる請願者の考え方や思いを、紹介議員として少し説明させていただきます。確かに平成３０年度から今日まで、試行導入中の総合評価落札方式による入札は、件数的には７物件あります。その７物件中、市外事業者に発注された１物件、立岩交流センター、これを除く残り６物件の入札結果からすると、建築Ｓ等級の市内事業者１０社あります。１０社の中の５社がまんべんなく受注できており、決して独占受注にはなっていないということだという意見でした。しかしながら、同等級の市内事業者である請願者からすれば、受注した物件の数の問題ではないということです、数ではないと。請願文にあります過去の落札結果が如実に示しているのは、既に国が懸念し指摘したとおりと書かれています。国が懸念し指摘しているのは何なのかということであります。国は総合評価落札方式において、その目的と反して制度の特質の課題があるよと言っているのです。その特質の課題とは、一つ、価格競争の通常の入札と比較して透明性・公平性の担保が難しく、構造的な問題があると言っています。発注者側の裁量によって、特定の事業者が有利になるような評価項目や基準が設定されるという恣意的な評価の懸念がある。もう一つ、評価方法が定型化することにより、ノウハウを有する既存事業者が有利（寡占状態）になってしまうという懸念があると。国も指摘しているのです。以上のような指摘に、国が言うのは、特定の応札業者にだけ有利な評価になるおそれがあり、結果的に特定の応札業者の「独占的受注」になりかねないと。このような状況は官製談合ではないかという懸念を抱かせ、受注できないほかの応札業者にとっては、行政に対する不信感へとつながりますよと。行政が目指す地元事業者の育成どころか信頼関係すら崩壊する事態に陥り、総合評価落札方式の真の目的に相反する結果となるおそれがあるということを、国が指摘しているのですよ。請願者は、このようになっているよということを訴えてあるのです。

立岩交流センターが、御存じのとおり、市が発注した最初の総合評価落札方式での物件でした。これは平成３０年当時、国の指摘どおりになるのではないかと不安を抱かれた請願者の方々は、当時この入札制度に異議を唱えて、意見や嘆願書を出されて話し合いを切望されましたけれど、反対する者への見せしめなのか、この物件は市外業者へ発注されてしまう結果となりました。当時、請願者の心境としては、市は日ごろより、行政は市民の安全安心な生活と市民の財産を守る、市民への奉仕者でありますと言われる一方、もちろん我々も飯塚市民であるものの、公共工事に関しましては、発注者側と受注者側との立場の違いから、どうしても上下関係になってしまうと、我々は弱い立場へ追い込まれてしまうということです。現に立岩交流センターの発注では、国が懸念し指摘したとおり、飯塚市民が利用するための交流センターでありながら、市内事業者の意見は全く聞き入れられず、発注者の裁量によって市外事業者へ発注されたと。我々、市内事業者は排除されたと感じているということでありました。これは、市内業者さんがそう感じたのですから仕方ないところでありましょう。また、その後３年間、総合評価落札方式で実施されたほかの６物件についても、行政への不満と不信感が払拭できないということです。

その一つが体育館、今、施工されています新体育館の入札であります。実際、３０億円弱の大型物件にもかかわらず、公告から入札参加の締め切りまでの期間は、わずか１０日だったそうです。土日をはずせば８日間という短い期間で、我々としては大手ゼネコンと連絡を取り合い、話し合いを繰り返してＪＶを組み、３０億円弱の見積りを積み上げ、ＪＶ協定の締結など一連の準備を済ませた上で、入札に参加するには余りにも期間が短く、十分なすり合わせ等が行えなかったと、日程的には大変無理があったと。通常、公告から申請締め切りの期間は２週間以上の余裕をとるようにと国からの指針があるにもかかわらずということです。しかしながら、その期間内に手を挙げた特定事業者２者を含むＪＶがあらわれたということです。その日程をクリアしたこの２ＪＶは、事実関係はわかりませんと言っていましたけれど、行政側から事前にそういった情報を入手していたのではないかというような疑念を抱かざるを得ないと。結果、特定事業者２者を含む２ＪＶのみの参加となりました。あれだけの物件でたった２つのＪＶしか参加しなかったと。あとは御存じのとおり、１回目の入札で２ＪＶが当日辞退しました。入札が停止となるような異例な事態となりました。それから皆さんがおっしゃるには、その後の工事です。行政はその後、入札を辞退した業者と見積りをすり合わせした上で、約２億５千万円に及ぶ工事を本体工事から削除し、別途工事への条件を変更してしまいました。これも発注者側の裁量というものなのでしょうかということです。そして２度目の入札が実施されて、辞退したはずの２ＪＶ、一部組み合わせが変えられたものの、再び応札されましたと。このように請願者である市内事業者の方から思えば、もう到底信じられないと。特定事業者への配慮、忖度、官製談合ではないかという行政への不信感がますます進む事態となったということです。

このほかにも、工事予定額が３億円以上の発注において、市内事業者２者でのＪＶとすると。３億円以上の工事は、市内事業者２者でＪＶを組みなさいという入札条件が、ある日突然、３億円から６億円以上に条件が変更され、その直後に発注された幸袋交流センターを落札したのも、またしても特定事業者でしたと。同額、同規模の二瀬交流センターと比較して、何が、どこが、どう違うのか、疑問だらけでありますということです。入札におけるこういった恣意的な条件緩和や、執行部側、発注者側の裁量による条件変更、落札に至るまでの過程に請願者が強い不信感を持っているということです。

ここで内容に入りますけれど、そこで、確かに独占受注か否か、これは先ほど請願者たちは数ではないということで、金額的にまとめて検証してみました。飯塚市の発注で総合評価落札方式による、先ほど申しました６物件における、市外事業者を除く市内事業者の受注金額の合計は３１億５７００万円です。３１億５７００万円の発注があっております。そのうち特定事業者２者が受注した２物件の合計は、額にして約２０億４３００万円強に上り、率にすると全体の約６５％を占めています。６物件の約６５％の受注ですということです。他方、総合評価落札方式による６物件で、数の上では、建築Ｓ等級の市内事業者１０社のうち、今言いました特定事業者２者を除く残り３社でほかの４物件を確かに受注をしていますと。しかし、この３社がこの４物件を受注できたその背景には、そのとき特定事業者２者が、たまたまそろって辞退されたタイミングや、入札にこの特定事業者が参加されていないときの受注であったことも事実でありますと。また、同じ建築Ｓ等級の１０社のうち、受注できていない残りの５社は、この総合評価落札方式による受注物件はゼロであります。結果、売り上げもゼロということも、また事実でありますということです。これはどこが公平・平等な入札でしょうかと、独占受注になっていないでしょうかというのが請願者たちの投げかけであります。

また、請願文の中に、過去３年間におけるＳⅠ事業者（建築）の受注額や落札率を見ても、一目瞭然でありますと記されています。先ほども一目瞭然が出ておりましたけれども、この一目瞭然と言われている根拠は、過去３年間、飯塚市が１円でも建設費を歳出した発注工事、この工事において、参加資格のある建築Ｓ等級事業者の受注額や落札率を見てくださいということです。先ほど述べました飯塚市発注の総合評価落札方式による７物件中、市外事業者に発注した分を除く６物件を初め、６物件全体にほかに代表的な物件を挙げれば旧筑豊ハイツ再整備事業、消防署の庁舎、車庫等の新築工事などなど、これらを含めた総発注額、総発注額は５７億５６００万円あります、５７億５６００万円。このうち特定事業者２者での合計受注額、２者が受注した合計金額は４３億９００万円となり、総発注額に占める割合は率にして７４．８６％に至るということです。総発注額５７億円中、４３億円をこの２者が受注しているということです。議員の皆さんもこの特定事業者の２者の関係性については、既に御存じのはずだと請願者たちは口をそろえて言っておられました。この受注額の格差をどのように思われるかということを、私たちに問いかけられております。同じ飯塚市の建築Ｓ等級のメンバー１０社のうち、この特定事業者の２者の受注額に対して、この２者がとった額に対して、残り８社の受注額と比べてくださいと。中には受注ゼロの事業者もいるということを忘れないでくださいということであります。同じクラスの飯塚市の事業者でありながら、片や受注ゼロ、片や４３億円以上の受注、この差は何が原因で生まれているのですか、問題はどこにあるのですか、これで競争性・透明性の高い公平・公正な入札制度になっていますかということを、我々に訴えながら、このような不信感を、請願者は抱いておられるということです。

今回の請願で、私たち議会が特に注意を払わなければいけないのは、請願者の思いや考えの中、また、請願文の中に行政への不満と不信感があるという点です。請願者はこういった思いを含めて、きちんと行政にも伝えてほしいという要望をされておりますので、ちょっと話をさせてください。この入札制度の行政への不満と不信感とは一体何なのかと。これを払拭してもらうためには、私たち議会は真剣に議論を尽くさなければいけないと思っておりますが、最後に、現行の入札制度に対して、請願者が抱く行政への不満と不信感を幾つか列挙します。一つ、過去、飯塚市では、例えば土木から建築へ希望工種を変更した場合、ワンランクダウンしてのスタートになっていましたけれども、特定事業者が工種変えを行った年には廃止されていたと。一体これはいつ、どこで、誰が決めたのでしょうかと。もう一つ、先ほど述べた新体育館の入札でも辞退の連続、２度にわたる不落、金額の変更、公告時期や再入札への不満と不信感、並びにその後変更された７億円弱の追加変更工事への疑問。もう一つ、卸売市場の不透明な入札と、特定事業者が１者でですけれども、外構工事を受注されている、あそこにもいろんなうわさが飛び交っている。もう一つ、幸袋交流センター建築工事において変更させたＪＶ発注条件、先ほど申しました３億円から６億円への条件変更理由の不透明さ。もう一つ、特に旧筑豊ハイツ再整備事業の入札への不満と不信感。これはかいつまんで説明します。

○議長（松延隆俊）

　小幡議員、真偽の定かでないものや、主観や臆測での発言については十分に注意して発言してください。よろしくお願いします。

○１３番（小幡俊之）

　この再整備においてＤＢＯ方式が採用されました。プランニングから設計、施工管理、建設、またその後２０年間に及ぶ施設の維持管理運営、経営に至るなど一括したチームを編成して提案し、入札に参加するという条件での募集要項でした。約１３億円もの事業のプロポーザル方式での総合計画となれば、最低でも数カ月の準備期間が必要だと誰もが考えますよと。しかしながら、実際のところ、募集開始の公告日から参加表明書の提出期限まではわずか３週間、２０日間の日数しか与えられず、市が求めた入札参加条件を満たす事業の計画案などは、到底、日程的には無理でしたと。結果、思惑どおりなのか、１チームの参加でありましたと。また、その締め切りから１０日後には、企画書提案の提出を求め、審査。さらにその１０日後には事業者を決定してしまう。信じられないタイトなスケジュールでプロポーザル審査が実施されましたと。なんと募集期間から決定まで、土日、盆休みを挟んで４０日間の間で事業者が決定されたということです。このことから、この再整備事業の落札事業者も行政側から事前に情報を入手し、数カ月前から着々と準備をしていたのではないだろうかという疑念を持っているということです。先ほど議長から注意されましたけれど、請願者がそう思っているということです。最後に一つ、特定事業者２者が受注した工事につきものの地盤改良、基礎工事といった追加変更工事の突出した多さ、その額。また、追加変更に至る瑕疵責任に対する検証の甘さなどなど、このようないろんなうわさや憶測が業者間で確かに飛び交っていますよと。そういうのが積み重なって、行政への不満と不信感がどんどんどんどん膨らんでいますということです。

最後になりますけれども、請願の文書の最後にこう記されています。「飯塚市議会におかれましては、我々市内業者の心情をお察しいただき、是非ともこの請願を採択してください」と書いてあります。議員の皆さん、市内Ｓ等級の土木、建築の企業Ｓ等級２２社中１７社の請願の方々の思いは、この一文に集約されていると思います。心情をご察しくださいと。議員間でただ単に賛成だ、反対だなどと論じ合う前に、飯塚市の入札制度に何が問題で、何が原因なのか、一度立ちどまって検討しましょうということであります。請願権を行使された請願者は、我々、議会、議員を頼ってのことです。彼ら請願者たちが、この場で直接思いを訴えることができないのです。そのために我々は請願者の代弁者として行政に届ける責任もあります。市内事業者の思いや希望を行政に届け、早急に入札制度の見直し、審議し、改善すべき点は改善する義務があるということです。今回の請願を機に、行政、議会、事業者もそれぞれが納得し、運用できるような新しい入札制度を構築してくださいということです。

最後になりますが、請願者は早急に行政、飯塚市と信頼回復を図り、災害復旧対応、ボランティア活動等の協力関係を再構築したいと言われております。また、行政、飯塚市にも信頼していただけるよう努力して、飯塚市民や社会全体にとって、満足度の高い公共工事を行うとも宣言されております。執行部の方々も彼らの声を真摯に受けとめてほしいと、私は思っておりますけれども、結局長くなりましたけれど、この請願にあります請願者の思い、何でこんなに金額的に偏るのかと。その点もしっかりと行政に届け、我々市議会議員が、この議会が、責任を全うできるよう、ぜひこの請願に賛同いただきますようお願いしながら、賛成討論といたしますけれど、先ほどありました、この先、総合評価落札方式による入札は随分先だという表現がありました。先であるからこそ、一旦立ちどまって、その総合評価落札方式がまた試行される前に、請願者が言われているような透明性のはっきりした、よりよい飯塚市の入札制度をもう少ししっかりともんでくださいということです。その準備期間が、私は要るので、一旦立ちどまりましょうということで、賛成討論といたします。

○議長（松延隆俊）

　傍聴席の方、静かにお願いいたします。ほかに討論はありませんか。１４番　上野伸五議員。

○１４番（上野伸五）

　私は、ただいまの、ただいまというか随分前になりました総務委員長報告のうち、「請願第３号　『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」に反対の立場で討論させていただきます。

まず、本請願の請願者の皆さんにおかれましては、あえて代表者は設定されずに１７法人がそれぞれの意思をもって提出されている請願であることが大前提となっております。請願者の皆さんの中には、私の知り合いも複数おられますので、本請願に関して９月２１日以降に直接お尋ねをいたしました。総務委員会は９月１４日に開催されておりますので、請願審査が終了し、１週間経過しております。

主に３つの事項について確認させていただきました。１点目は、本請願の紹介議員とされている３人の議員を、紹介議員として了承されているのかどうか。２点目、請願提出後に３人の議員や他の請願者と請願内容について意見を交わしたことがあるのか。最後に、請願理由に事実と異なった記載、申し上げますと、「『総合評価落札方式』において、過去の落札結果が如実に示しているのは、すでに国が懸念し指摘していたとおり、特定事業者による『独占受注』となっていることは周知の事実であります。」というこの一文です。ただいまの説明では、これは件数ではなくて金額なんだよという説明もあったようですが、この文章を見る限りそのようには受け取れません。

この３つの点についての答えは、全てノーでございました。総務委員会にて請願内容を説明された議員は、紹介議員として了承されておられない。請願に関して請願者と会ったことも、話したこともない。しかし、事実と異なっているような記載については、請願者の皆さんの意思は代弁できる。これはどのように理解すればよろしいのでしょうか。常識的に考えて、そのようなことがあり得るのでしょうか。委員会での説明が、請願者の皆さんの意思と違っていた場合には虚偽の説明となります。その責任を、議会の手続に精通されていない請願者に押しつけることなどあってはなりません。最低限の手続や確認を行った紹介議員に全ての責任があることは明らかだと思います。大変失礼ですが、委員会における説明議員の言葉は、果たして信用に値するものなのでしょうか。総務委員会に所属されておられる松延議長や兼本委員長を初め、委員メンバーの皆さんは、このような状況の中において、本請願への判断を求められたこととなります。

次に、請願理由の中に事実と異なったような記載がある点についてです。正式な記録として残る文書は、その一文字一文字がとても大切です。これは法律や条例に照らして考えてみても明白ですし、紹介議員が過去にみずから条例を提案された際には、その細部にわたって十分な注意を払われたことも、私も承知しております。ところが、今回の請願に対しては、初歩的な内容確認さえ怠っておられる。これはさきの総務委員会の質疑応答でもみずから認めておられます。このような行為は、議員として、市議会の委員会や本会議のみならず、請願者の皆さんをも軽んじるものではないでしょうか。また、請願者に対して、事実と異なるような記載についての確認もせずに、請願者の皆さんの意図が正しく示された請願内容となるように、修正についてのアドバイスさえも行っておられない。請願者である１７法人の皆さんにとっては、公の場で、事実ではないことを堂々と主張する方々であると、長年にわたって記録されるわけです。各社の名誉を毀損するおそれがあるという、とても重大なことを伝えることもされていない。関与された議員が負うべき責任は極めて大きいのではないかと指摘せざるを得ません。

飯塚市における総合評価落札方式を含めた入札制度に関して、その運用改善を求めることについては、私も理解、納得できます。しかし、請願者の意思が正確に反映されていない可能性が大きく残ったままの本請願は、内容の是非を検討、判断する以前の問題だと思います。善良な市民でもある請願者１７法人の名誉はもとより、社員の皆さん、そのご家族の方々の、後々にわたる名誉を守るためにも、明らかに事実ではない理由を掲げてある本請願に賛同することはできません。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

　討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第７６号　飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８２号　飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例」及び「議案第８５号　飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」、以上２件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

　（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。

次に、「請願第３号　『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」の委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

　（　起　立　）

　賛成多数。よって、本件は、採択することに決定いたしました。

　暫時休憩いたします。

午後１１時４９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。「福祉文教委員長の報告」を求めます。２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　福祉文教委員会に付託を受けました議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７４号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、来年度から給食調理業務を民間委託する穂波西中学校区で働いている職員の処遇をどのように考えているのかということについては、職員の希望を尊重しながら、関係課と十分に協議を行っていくとともに、会計年度任用職員が委託業者への就職を希望する場合は、引き続き業務に携わることで安定した給食調理体制が図れるという観点から、しっかりと支援を行いたいと考えているという答弁であります。

次に、民間委託を行うに当たり、穂波西中学校区のＰＴＡ等に対する説明会の開催を考えていないのかということについては、本議案が可決したら、給食運営審議会で委託業者の選考等を行い、業者を決定した後に、対象校のＰＴＡ役員会などで説明を行うとともに、保護者に対して文書配付等で周知を図っていくという答弁であります。

次に、直営で給食調理業務を続けた場合、人件費は民間委託した場合と比較すると、どのくらいの差があるのかということについては、直営で業務を続けた場合、５年間の人件費が４億４６４３万６千円かかると試算しており、民間委託した場合との差額は、業務委託料のうち約７６％が人件費となっていることから算定すると、５年間で約２億９７０万円になるという答弁であります。

この答弁を受け、民間委託により人件費が約半分になるが、業務の質を維持できるのかということについては、既に市内２１校で民間委託による給食調理業務が行われており、食の安全は確保されていると認識している。コロナなどにより調理員が勤務できない状況になった場合には、むしろ民間委託により、確実に人員が確保できるという点でメリットがあると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、給食調理業務の民間委託は人件費の縮減を目的としており、学校給食の目的に沿って充実されるものではなく、学校給食に対する責任の欠如が見られるため本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７８号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、筑穂中学校のサブグラウンドとして利用されている場所に筑穂保育所を建設しても、学校運営に支障がないか確認をしたのかということについては、本敷地は、運動会等があるときに駐車場とする以外、ほぼ利用されておらず、保育所ができた場合でも、駐車場を利用できるのであれば支障がないと確認しているという答弁であります。

また、審査の過程において、現筑穂保育所の跡地・跡施設については、学校跡地と同様に地域における有効利用について、優先的に考えるべきであるという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８６号　指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本施設の指定管理に応募した団体が１者しかなかったが、業者を選定する上で問題はないのかということについては、本市の指定管理者制度の運用に関するガイドラインにおいて、申請団体が１者の場合でも選定基準を満たしているかどうか、選定委員会で審査を行うことになっていることから問題はないと考えているという答弁であります。

次に、本施設の指定管理委託料はどのように算定しているのかということについては、本施設は利用料金制を導入しているため、歳入歳出ともに過去３年間の決算額の平均を算出し、歳入で管理経費をまかなうことができない額を指定管理料上限額としているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、本施設を指定管理で運営する必要がないこと、指定管理者の選定に当たり、１者応募でも資格があることについて不透明感があることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８７号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、本施設の指定管理を繰り返し行ってきたが、どのように評価しているのかということについては、本事業団は文化会館の開館当初から施設の管理等を行い、その間ノウハウを蓄積し、鑑賞事業や参加育成事業など、さまざまな事業を実施することで、本市の文化行政に大きく寄与しており、指定管理評価委員会においても優良な評価をされているため、十分に効果を発揮していると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団を非公募で本施設の指定管理者とするのではなく、別の方法により管理運営を任せるべきと考えるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私はただいまの福祉文教委員長の報告のうち、「議案第７４号」、「議案第８６号」及び「議案第８７号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「学校給食特別会計補正予算（第１号）」は、穂波西中学校、若菜小学校、椋本小学校、高田小学校の現在直営の調理業務を、来年度から民間委託するための当面５カ年分の委託料、３億８２７万５千円の負担行為を設定するものであります。これが既に決めた市の方針に基づくものとしていますが、これまでの実施状況がまともに検証されていません。さらにこの民間委託によって、学校給食がどのように充実するのか、しないのかも十分に検討しないまま人件費の削減を目的としたものであります。

次に、穂波福祉総合センター及び文化会館の指定管理者指定については、それぞれ指定管理者制度であるよりも、安定感がありサービスも充実することが期待できる直営などの別の方法のほうが、その施設の目的に沿った運営が期待できると考えます。

ここであえて、市教育文化振興事業団について言えば、地域における文化振興に寄与することを目指して文化会館スタートに合わせて設立され、文化会館を軸にした文化事業の展開と管理運営はその中核的な事業であり、重大な支障が生じない限り、長期に安定的に活動できるように支援する必要があります。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７４号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第７８号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８６号　指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８７号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　協働環境委員会に付託を受けました議案５件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第７５号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」、「議案第７７号　飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」、「議案第７９号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」及び「議案第８０号　飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」、以上４件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第８３号　契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「なぜ本案件が総合評価落札方式となったのか」ということについては、幸袋交流センター建設工事は設計金額が１億５千万円を超えることから、飯塚市建設工事総合評価競争入札試行実施要領に基づき、総合評価落札方式としているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、昨年入札があった二瀬交流センター建設工事はＪＶ対象工事となっていたが、金額があまり変わらない今回の建設工事は、なぜＪＶ対象工事となっていないのかということについては、ＪＶ対象工事の基準を昨年までは設計金額３億円以上としていたが、本年度より６億円以上とするよう見直しを行ったことから、今回の工事はＪＶ対象となっていないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第８３号」に反対の立場から討論を行います。「契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」は、老朽化した現交流センターを旧目尾小学校跡地に新築、建てかえするものであります。私は、この議案審査に当たって、現地を繰り返し調査してきました。市民と市の協議が繰り返される中で、ここまで合意がたどり着いたこともよくわかりました。本会議における議案質疑の答弁によると、避難所に指定するとのことであります。水害に遭ったときには、垂直避難もできるという発言もありました。私たちは不安を残しながら設置された避難所や高齢者施設が重大な災害に巻き込まれて、多くの人命を失った悲劇的な経験をよく知っています。熊本豪雨によって球磨川の支川が氾濫して、特別養護老人ホームを襲い、入所者１４人の命が奪われたのは、昨年７月のことであります。私が懸念しますのは、過去に経験したことがない重大な災害が予測されるときに、遠賀川堤防に隣接する避難所、新設される幸袋交流センターに高齢者を初め住民に避難してくるよう市長が指示を出せるのか。万が一のときには取り返しがつかないということであります。住民との協議の上とのことですが、このような時代に、このような場所に避難所を市が設置することには、どうしても私は賛成しがたいわけであります。

　また、入札については、株式会社サカヒラが落札し、今回、契約議案の提出となったわけですけれども、今回の総合評価落札方式による評価には不透明さがつきまといます。以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第７５号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例」、「議案第７７号　飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」「議案７９号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例」及び「議案第８０号　飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」、以上４件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案４件は、いずれも原案可決されました。

次に、「議案第８３号　契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　経済建設委員会に付託を受けました議案３件及び認定議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第８１号　飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例」、「議案第８４号　土地の処分（地方卸売市場跡地）」及び「議案第８８号　市道路線の認定」、以上３件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１３号　令和２年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第１４号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第１５号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第１６号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上４件については、一括議題とし、執行部から補足資料に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、飯塚市立病院事業会計決算について、「飯塚市立病院管理運営協議会の委員を追加するという見直し案の承認が協議会ではなく、協議会終了後の意見交換会で行われたのではないか。また、追加された委員に対し、市長の委嘱行為は行われたのか」ということについては、令和３年２月１２日に開催された飯塚市立病院管理運営協議会の「その他」の項目で、委員から「副院長と看護部長を飯塚市立病院管理運営協議会委員に加えてはどうか」という提案を受け、承認を得たものであり、協議会終了後の意見交換会で行われたものでない。また、その後、関係規則の改正を経て、追加された委員に対し、市長から委嘱を行っているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、下水道事業会計決算について、下水道事業計画区域では、浄化槽設置整備事業補助金制度の対象外となっており、特に新築の場合には水洗化を推進していく必要があると思うが、どのような対策を検討しているのかということについては、下水道事業計画区域を縮小し、浄化槽設置整備事業補助金制度の対象地域を拡大する見直しを検討しているという答弁であります。

この答弁を受け、今年度から企業局で下水道整備事業と浄化槽設置整備事業補助金制度の事務を一括して行う中で、下水道未整備の地域では浄化槽設置を推進するよう対策をとっていただきたいという意見や、下水道管の老朽化に伴う布設がえはかなりの費用を要するため、下水道接続率を向上させる対策を行って、使用料収入の増加を図るなど、将来的な収支計画を立てて、取り組んでほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案４件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第８４号」、「認定第１３号」及び「認定第１６号」に反対し、討論を行います。

「土地の処分（卸売市場跡地）」は、菰田西３丁目の宅地２１筆、５万５２８５平方メートル余を２１億円ちょうどで売却するものです。売却相手は広島市に本社を置き、ゆめタウンの進出について、本市と協定を交わしている株式会社イズミであります。この地域は商業施設や文化施設の集積があるほか、鉄道や国道など交通の便に恵まれ、このところ水害対策が進み、定住人口の誘導も見込まれ、安心して住み続けられる福祉のまちづくりと結びついて、地域振興が大きく期待される地域であります。この地域に進出する大型商業施設が地域と共生していくためには、しかるべき緊張関係が必要です。今回、土地の売却は市内部の手続を踏まえて、市が提示した金額を株式会社イズミがそのまま受け入れたとの説明であります。しかし、市が提示した２１億円の金額の根拠及び市長の判断、そこに至る折衝では、何を基準に誰と誰の責任で行われたのかなどが、さらに明らかにされる必要があります。私はこのような状況のまま、市民の大切な財産を売却することには賛成できません。

　次は、「２０２０年度水道事業会計決算の認定」についてであります。全ての浄水施設の管理運転を長期にわたって民間事業者に委託し続けているために、本市の事業遂行能力が技術まで低下し、このままでは失われてしまう危険性が進行していると指摘したことがありますけれども、その状況は、今まさに進行中だと思います。業者選定のあり方にも疑問は続きますが、そもそも浄水施設の管理運転という極めて公共性の高い業務を、利潤追求を第一とする民間業者に一括委託することそのものが不適当と言わざるを得ません。さまざまな災害に備えることも求められており、市が全面的に公的な責任を果たす体制を確立することこそ求められます。

　水道料金３５％の引き上げの決定は、現在１０億円のため込み金を、まず５年後、１５億７千万円、さらに料金の見直しを行い、５０億円から１００億円を目指すためと市は説明しています。水道管や浄水施設の更新や耐震化に必要とのことであります。しかし、これは妥当な数字なのでしょうか。水道料金を負担する市民には、引き上げ議案提出まで何の説明もありませんでした。市長が引き上げを諮問した上下水道事業経営審議会に対して、企業局は答申を出すまで、全面非公開とするように求めたのであります。私は４月、情報開示請求で答申書の提出を求めても、市民に誤解や混乱を生ずると、大事な部分をべた塗りで隠し続けました。私の審査請求に対して、市情報公開審査会は７月２７日、水道料３５％引き上げにかかわって、開示請求に対し、黒塗りして開示した行政公文書は、全て公開すべきであるとする答申を片峯　誠市長に提出しましたが、企業局長が一般質問の答弁で反省しているとの趣旨の発言をしたとはいえ、それは情報開示請求に対する決定に関してだけであり、市民に隠れて水道料引き上げを進めたことについての反省は、いまだ市民には表明されていません。昨年８月、当時の篠崎充俊監査委員、城丸秀髙監査委員連名の２０２０年８月２４日付意見書が市民が責任ある選択を行えるよう各種の情報を開示し、市民と一体になった健全経営と財政基盤の強化に努められるよう要望としています。市民が責任ある選択を行えるよう、各種の情報を先に開示せよと監査委員は両名そろって言われているわけです。企業管理者は今からでも監査委員のこの意見書を尊重して、一方的な水道料引き上げを停止し、市民が責任ある選択を行えるよう各種の情報を開示し、市民と一体になった健全経営と財政基盤の強化を話し合うべきであります。

次は、市立病院事業会計決算です。２００３年、平成１５年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して地域が団結し、存続を実現した市立病院は、地域医療振興協会を３０年契約で指定管理者としています。この間に、市立病院は急患の受け入れなど、地域医療においてなくてはならない役割を果たしてきました。施設面では大規模な財政出動もありました。市立病院と言いながら、医療の現場には指定管理者制度の壁があって、設立者である本市が適切な情報が得られない事態も続いています。職場では夜勤が月１２回も続く看護師体制に見られるように、医療スタッフ不足も指摘されています。現在、課題が山積していると言わなければなりません。こうした中で、福岡県の病床削減構想も打ち出され、これに追い打ちをかけるように、厚生労働省が公立・公的病院４２４施設の再編統廃合計画を突然打ち出し、済生会飯塚嘉穂病院とともに飯塚市立病院の名前を挙げて、飯塚市議会が意見書を送付しても今日まで外していないわけであります。こうした中で、私たちが直面した新型コロナ危機には感染症対応病床を確保し、医療関係者が一体になり、ほかの医療機関とも連携して特別の役割を果たし続けています。感染症対策を初め、地域医療を守り、充実させる上で、市立病院が果たす役割は決定的であり、国に対しては廃止は認められない、医療体制の充実や支援こそが必要だと強く要求していくときだと考えます。今まさに、国がこの市立病院の体制充実に直接責任を負わなければならない。そういう局面であると考えます。市条例の定める病院管理運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など、必要な分野の代表の参加が排除されたままとなっています。また、ことし２月１２日の協議会に見られるような、午後７時１０分から午後７時３０分までの市民に対する閉鎖的な運営は条例の設置の精神からの逸脱と言わざるを得ず、厳しく指摘し、改善を求めておきます。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８１号　飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８４号　土地の処分（地方卸売市場跡地）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議案第８８号　市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「認定第１３号　令和２年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「議案第１４号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」及び「認定第１５号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも認定されました。

「認定第１６号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

令和２年度決算特別委員会に付託していました「認定第１号」から「認定第１２号」までの１２件を一括議題といたします。

「令和２年度決算特別委員長の報告」を求めます。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　本特別委員会に付託を受けました認定議案１２件について、審査した結果を報告いたします。

　それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第１号　令和２年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、財産管理費、車両管理運営事業について、令和２年度末現在で公用車２６１台のうち７８台が集中管理となっているが、全ての車両を集中管理にすることができないのかということついては、公用車の中にはごみ収集車、し尿収集車、地区消防団に配備されている消防車などの特殊車両のほかに、常に担当課で稼働している道路維持管理のための車両があるため、全ての車両を集中管理することは困難であるという答弁であります。

次に、総務管理費、企画費、国際化推進事業について、コロナ禍においてどのような事業が実施できたのかということについては、市内の外国人住民が孤立することなく、安心して暮らすために１３カ国の多言語で対応できる多言語通訳端末の設置や、外国人無料相談窓口を設置し、主に特別定額給付金、医療保険料、年金、日本語教室に関する相談支援を実施している。また、日本語教室を定期的に開催し、延べ２１３名の参加があったという答弁であります。

この答弁を受けて、コロナ禍の影響で帰国が難しい技能実習生や、日本語に不慣れな留学生が情報提供や相談支援を受け、地域の一員として暮らしやすい環境があれば、今後の共生社会ホストタウンとしての強みになり、グローバルな人材の育成のあり方や、外国人の人権に配慮した多文化共生社会の構築の形を考えていってほしいという意見が出されました。

次に、総務管理費、企画費、ふるさと応援寄附事業について、巣ごもり需要の効果もあり、令和２年度は４３億７６５３万円程度のふるさと応援寄附金が集まったということだが、必要経費を差し引くと、最終的に利用できる金額はどのくらいなのかということについては、記念品料から有料道路通行料までの必要経費を差し引いた１７億３１５４万円程度が翌年度の事業に充当できるという答弁であります。

次に、令和２年度の実績で寄附者が多い都市は東京都や神奈川県などの関東地区となっているが、飯塚市ふるさと納税推進委員会ではこれらの地域に対し、どのような活動を行っているのかということについては、一般社団法人東京福岡県人会を通じて、嘉穂高校、嘉穂東高校及び飯塚商業高校の関東地区同窓会に協力依頼を行い、毎年度３校の同窓会会員にふるさと納税の協力依頼文書等を送付しているという答弁であります。

次に、総務管理費、男女共同参画推進費、女性の悩み相談員謝礼金について、令和２年度の女性の悩み相談は４０件で、市内在住・在勤・在学する女性を対象としているということだが、この相談事業のメリットはどのように考えているのかということについては、この女性の悩み相談は利用制限がなく、何度でも同じ相談員に相談が可能であり、継続的な支援ができることがメリットだと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、利用制限がないため、何度でも相談しやすく、心理的な援助を得られる場になっており、女性の自立と社会参画を促進する必要な事業のため、継続して取り組んでほしいという意見が出されました。

次に、統計調査費、統計調査費、国勢調査事業について、国勢調査の速報値で本市の人口は１２万６４８６人ということだが、本市が計画している推計値と比較してどのように考えているのかということについては、第２次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、令和２年度の人口は１２万６３７９人と推計しており、国勢調査の速報値のほうが１０７人上回っていることから、本市が実施している移住定住を促進するための施策の効果が、人口減少の抑制につながっているのではないかと考えているという答弁であります。

次に、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい福祉サービス利用状況について、障がい福祉サービスの利用者が前年度と比較して増加している要因をどのように考えているのかということについては、発達障がいなど新たな精神疾患の広がりや、乳幼児期からの早期の段階で発達に対する問題点等の気づきなどから、医療機関等に受診をするようになったこと、また、障がい児サービスへの理解が深まってきていることから、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が今後も増加する傾向と考えているという答弁であります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、乳児家庭全戸訪問事業について、本事業は生後４カ月を迎える全ての乳児のいる家庭を訪問するとのことだが、新型コロナウイルス感染症で訪問に影響はなかったのかということについては、緊急事態宣言中は訪問をとりやめたが、緊急事態宣言解除後は、感染防止対策を行いながら各家庭を訪問し、「コロナ禍の中、外出を自粛していたので、家族以外の人と久しぶりに会い、話ができてよかった」、「育児についての相談を自宅でできるこの事業は、コロナ禍の中とてもありがたい」という声があったという答弁であります。

次に、保健衛生費、保健衛生総務費、急患センター管理運営事業について、急患センターの１日当たりの利用者数は、令和元年度が１日当たり約１０人、令和２年度が１日当たり２．４人と減少しているが、その要因はどのように考えているのかということについては、急患センターの利用者はインフルエンザの患者が多く、コロナ禍による受診控えやマスクの着用、手指消毒及び換気などの対策を講じるようになったこと、また、インフルエンザ予防接種者の増加で、インフルエンザの大きな流行が起きなかったことが要因と考えているという答弁であります。

次に、保健衛生費、健康づくり推進費、運動・スポーツ習慣化促進事業委託について、本事業はコロナ禍で事業の効果を得ることができたのかということについては、定期的な体力テストにより、個々に合った運動プログラムを提供し、自宅での筋トレの実践による運動の習慣化を図っており、令和２年度の参加者８８名が３カ月ごとに筋力測定を行った結果、平均で４．３歳の若返り効果があったという答弁であります。

次に、清掃費、ごみ処理費、ごみ収集業務委託料について、ごみ収集業務はコロナ禍の影響を受け、どのような対策を行ったのかということについては、本市からごみ収集委託業者にマスク、消毒液及びゴーグルなどを配付し、また、サービス基盤を維持するために、ごみ、し尿収集の委託許可業者はコロナウイルスワクチン優先接種の対象とし、早期に接種が行えるようにするとともに、飯塚清掃事業協同組合においては、従業員が感染した場合に相互に応援できる体制をつくるなど、収集業務が停滞しないように対策を行ってきたという答弁であります。

次に、農業費、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業について、イノシシ及び鹿の捕獲頭数に対して、１頭当たりの上限が１万円となっているが、令和２年度の実績はどうなっているのかということについては、令和２年度の捕獲頭数はイノシシ１０８０頭、鹿２４０頭、合計１３２０頭であり、予算計上した頭数より捕獲頭数が増加したため、１頭当たりの交付単価は９１１９円となっているという答弁であります。

この答弁を受け、有害鳥獣の被害は山間部だけではなく、市街地にも拡大しているため、捕獲員の確保や補助金の上限額である１頭当たり１万円を下回ることのないよう予算の確保も行ってほしいという意見が出されました。

次に、農業費、農業施設費、その他の農業施設費について、防災重点ため池ハザードマップ作成委託料の決算額は当初予算額から増加しているが、増加した要因は何かということについては、当初、ため池１０カ所で１８００万円を予定していたが、入札した結果、１０カ所で１１６６万円となり、残額分でため池ハザードマップを追加作成したが、上流のため池が決壊した場合に影響を受け、被害の拡大が想定される親子ため池の存在が判明し、上流のため池を含めたハザードマップを作成したことで、費用が増加したという答弁であります。

次に、消防費、消防施設費、消防自動車購入について、今回の消防自動車の購入は既存の消防自動車の買いかえということだが、買いかえの基準はあるのかということについては、消防自動車は２５年で更新とし、近隣地域の車両状況や水利状況等を考慮し、計画的に進めているという答弁であります。

次に、教育総務費、事務局費、いじめ・不登校問題連絡協議会について、同協議会を１１月と２月に開催する理由は何かということについては、年度当初からの児童生徒のいじめ・不登校の状況や要因について半年間経過を確認後、前年度までの傾向と比較し、１１月に今後の対策についての協議を行っている。また、２月は当該年度の成果と経過を協議し、翌年度につなげていくために開催しているという答弁であります。

次に、小学校費及び中学校費、教育振興費、就学援助認定基準について、保護者が属する世帯の所得が申請年度の生活保護法の基準金額に１．５を乗じて得た金額未満が対象になるということだが、現実に就学に困難を来しているため、認定基準を満たしていないが就学援助を受けた事例はあるのかということについては、家計急変世帯への対応として、所得に関する関係書類を提出してもらい、再認定審査を行った結果、令和２年度は９件の事例があったという答弁であります。

次に、使用料、土木使用料、市営住宅使用料（滞納繰越分）及び市営住宅駐車場使用料（滞納繰越分）について、住宅使用料は数カ月の支払いのおくれで、返済が大きな負担となり滞納が長期化することも予想されるが、コロナ禍の生活状況に配慮した負担軽減措置は行っているのかということについては、令和２年度から新型コロナウイルス感染症の影響により解雇されるなど、収入が大幅に減少した世帯に対して、申請により収入の再認定を行い、住宅使用料の更正や減免の措置を行っているという答弁であります。

次に、財産運用収入、財産貸付収入、市有土地の貸付について、貸付地には個人の建物敷きなどもあるが、払い下げは行っていないのかということについては、令和２年度は２件の払い下げを行っており、今後引き続き、借受人と貸付地の払い下げについて協議をしていくという答弁であります。

このほか、審査の過程において、頴田地区の公共施設跡地・跡施設の再編について、生活困窮者自立相談支援業務委託料について、不妊治療助成金の対応について、ブロック塀等撤去費補助金制度の拡充について、河川監視カメラの改善について及び新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、コロナ禍から市民の命を守り、暮らしを応援する対策に不十分な点はないか、無駄遣いはないか、公正で透明な市政運営が実施されているかの３つの視点において指摘すべきところがあり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第２号　令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる保険税を市民に押しつけていること、また、資格証明書や短期保険証の交付により医療を受ける機会を抑制することは、新型コロナウイルス感染危機の中では許されないなどの理由から、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第３号　令和２年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる保険料に加え、自己負担の増大によって高齢者が苦しんでおり、介護の必要な人が必要なサービスを受けることができないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第４号　令和２年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる保険料を押しつけ、滞納した高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方は直ちに改める必要があることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第５号　令和２年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第６号　令和２年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、公営競技に民間への一括委託はなじまず、また、メインスタンド建てかえ工事は見直す必要があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第７号　令和２年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第８号　令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、新卸売市場建替事業は、構想が二転三転する中で、事業費が増大しており、その負担が高い使用料となれば業者の経営が大きく圧迫されることとなり、また、新型コロナウイルス感染危機の中で使用料を見直す必要があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第９号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１０号　令和２年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、市民に多大な負担を押しつけ、強引に進めて造成した鯰田工業団地に関する事業費があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１１号　令和２年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１２号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、については、審査の後、委員の中から、新型コロナウイルス感染症から児童生徒を守る対策とともに、栄養に配慮した食材の提供や心のケアにつながる工夫が不十分であるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　令和２年度決算特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私はただいまの決算特別委員長報告のうち、「認定第１号」から「認定第４号」、「認定第６号」、「認定第８号」、「認定第１０号」及び「認定第１２号」に反対し、討論を行います。

まず、一般会計決算についてです。２０２０年度からの国政をめぐる動向を振り返れば、第１波、第２波、第３波、さらに第４波、第５波は新型コロナ危機が深刻化するもとで、国民の命をどう守るのか、暮らしと経済をどう支えるのか、国政のありようはこれでよいのかと鋭く問われ続けました。まず、感染症対策については、菅政権に対して、第１に、科学の無視を繰り返したこと。第２に、国民の声を聞かず説明しないこと。第３に、コロナ対応にまで自己責任を持ち込んだこと、この３つを指摘しないわけにはいきません。さらに、今日の国民生活の深刻な事態は、自民党と公明党に分厚く支えられ、安倍・菅政権が９年にわたって進めた医療を初めとする社会保障の切り捨て、弱肉強食の格差社会の一層の拡大など、新自由主義路線が大もとにあります。こうした中で今、国民の命を守ることができない古い政治はもうやめて、新しい政治をつくろうという声が市民と野党の共闘の発展を促し、多くの国民の希望となりつつあります。この大きな変化の流れの中で、人口１２万７千人の飯塚市が、地方自治体として求められたのは、新型コロナから住民の命と暮らしを守ることを真正面に掲げ、市民が直面している危機の打開、現実の苦しみや悩みの解決のために実際に役立ち、スピード感のある、しっかりした役割を果たすことでした。これは国や県のやり方に従うだけではできないことでした。本市には市民、住民と市職員に負担を押しつけてため込んだ財政調整基金及び減債基金が、前年度末で過去最高水準にまで膨れ上がっていました。新型コロナから市民の命と暮らしを守るお金がないというようなことはなかったわけです。ここに片峯市長の特別の探求と決断が求められ、その責任が問われ続けたわけでした。

一般会計歳入歳出決算は、新型コロナ危機の始まりにもかかわらず、新型コロナ対策予算を１円も組まなかった当初予算約６８９億円。新型コロナ対策を中心とする１５次にわたる補正予算を合わせて、２０２０年度を通じた予算規模約９６４億円に対して、支出は約８８９億円。翌年度繰越額２６億円。そして、不用額が約４８億円です。新型コロナウイルス感染症対策事業としては、総額約１９０億６千万円。その財源は、国が約１６１億８千万円。県が約６７００万円。その他約２９億３５００万円。一般財源、市独自財源はマイナス１億１９００万円であります。国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金２４億８６００万円のうち、約２億３６００万円は返還対象とのことであります。この約９６４億円に上る予算の執行が、新型コロナウイルス感染症危機から市民の命と暮らしを守るための緊急対策、それにふさわしい十分な財政出動であったか。市政の太い流れが市民の福祉の増進の方向に向かったか。さらに、市政のかじ取りが一部ではなく、全体の奉仕者として公正な立場で行われたのか、ここで鋭く問われます。

２０２０年度決算審査における私の視点は、第１に新型コロナ危機から市民の命を守り、暮らしを応援し、地域経済を守る視点、第２に不要不急の無駄遣いをチェックする視点、第３に公正で透明な市政運営を貫く視点、この３点であります。そこで第１に、コロナ禍から市民の命を守り、暮らしを応援するという視点からです。私は補正予算案審査において、子どもの健康に不安が残るものは削除を求めましたが、新型コロナ対策に１００％ではなくてもプラスとなる予算計上には全て賛成しました。しかし、その規模は余りに小さく、スピード感に欠けるところがあると指摘するとともに、３月議会での暮らし応援の５つの提案、６月議会での検査体制拡充を含めた７つの提言など、前向きの変化を求めてきました。ＰＣＲ検査実施医療機関への助成、ごみ袋の無料配付など、不十分さや弱点はありますが、前向きの変化も決算には見られるところであります。しかしその一方で、高過ぎるごみ袋代、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童クラブ保育料、学校給食費など、しっかりした市民負担の軽減策は見られません。保育所入所待機児ゼロ対策には、それに必要な公立保育所の新設はないばかりか、公立筑穂保育所は建てかえに当たり、定数を３０人も削減する方向を打ち出して、それにかわる公立保育所の構想はないままであります。子ども医療費の自己負担ゼロが４千万円程度で実現できるのに踏み出さず、嘉麻市より劣ったままです。保育所無償化の対象から外れる家庭を支える手当は、１億７千万円程度で済むのに、市長はこれも拒否したままであります。ここには、なお国の悪政言いなりの市民福祉犠牲型の行財政改革路線の流れが太くあることを指摘しなければなりません。来年度予算編成に当たっては、新型コロナ危機から市民、デルタ株の特性から特に子どもたちの命と暮らしを守るために、我が党が財源を示して行った暮らしアップ５つの提案をまともに検討して実行することを含めて、市政の流れを切りかえるよう強く求めるものであります。

第２は、無駄遣いをチェックする視点からです。市民体育館建設関連は、現施設を大規模改修すれば１５億円で立派にできると市が試算したのに、立地に課題があることを承知の上で新築移転建てかえに踏み出し、地盤に想定外のことが生じたと言っては、顧問弁護士にも相談せず、業者言いなりに約７億円を追加し、とうとう総事業費は５３億円に膨れ上がったのであります。筑豊ハイツ再整備関連は、市民のための温泉浴場や食堂を廃止し、九特興業に１２億円にも及ぶ工事を随意契約で任せ、結局は鳴り物入りで看板にした東京パラリンピック事前キャンプとしては、キャンプ施設としては出番はなく、新型コロナ対策の宿泊療養施設としても、提案しても実現していません。これら２つのプロジェクトは不要不急のものと指摘しなければなりません。

新卸売市場建設関連は、魚市場の突然の撤退による構想の揺らぎ、総事業費の大きな変動、庄内工業団地の移転先の選定、そして、市場跡地へのゆめタウン構想、この経過には不透明感がつきまといます。これらの３つのプロジェクトはそれぞれに異なる意味合いがありますが、総事業費１００億円にもなる大規模事業が片峯市長のもとで強引に進められたわけです。これを未来志向、未来への投資などという言葉で塗り潰して本当にいいのでしょうか。厳しく問われるわけです。

第３は、公正で透明な市政運営を貫く視点からです。入札における総合評価落札方式の試行が続いていますが、評価方式の不透明感がつきまとい、公正さが厳しく問われます。この際、総合評価落札方式はきっぱりやめるべきであります。談合情報も寄せられた新体育館建設工事ですが、地盤のふぐあいを理由とした工事費７億円の追加は瑕疵責任の分担について、市が顧問弁護士になぜか相談せず、工期が迫り、財源にも影響が出かねないという状況のもと、業者の言いなりに市長の判断で市が全額負担することになりましたが、この背景に市長を初め行政と業界の慣れ合い、政治家のかかわりがなかったのか、市長はこの際、内部調査をして、結果を市民に公表してしかるべきであります。

相田団地新築建替事業関連は、当初予算に計上の段階から、目の前に高層ビルが建ち並び、最も影響を受ける周辺住民には合意を求めるどころか、説明もしていなかったことがわかりました。民間事業では到底考えられないことであります。この責任が市役所にあることは６月定例会で既に認めたのに、顧問弁護士が住民の合意がなくても建設できると言ったなどと、決算特別委員会においても発言を繰り返すように態度を変えてきました。自治会に加入しているか、いないかによって市役所が差別的な対応を市民に対して行うべきでないことは当然です。住民の幸せに暮らす権利を侵して、市営住宅の建てかえを行ったことは過去に本市にはありません。みんなが喜べる相田団地建てかえの合意形成を図るかぎは、市長が住民と直接対話を行うことであります。

部落解放同盟に対する補助金は、活動経費に対し、人件費を中心にしたものであります。市長の諮問機関にもメンバーを派遣しています。長年にわたる不透明な関係を正す必要があります。人件費分の補助金は直ちに廃止し、財政的に自立し、いわば胸を張って活動できるようにするべきであります。解放同盟の全国方針でつくられた「ＮＰＯ人権ネットいいづか」への委託料の中心も人件費ですが、本来、委託になじまない事業を人権啓発の名によって、１６年間競争なしに随意契約で行ってきたものです。このほかにも、労働会館や伊岐須会館の部落解放同盟による使用についても、適切なチェックが必要であります。そもそも、人権に関する大切な事業は、本市が公的な立場から直接責任を果たすべきであり、現在の人権・同和政策課は、部落解放同盟への補助金、「人権ネットいいづか」への委託料に関する業務は直ちに廃止し、この際、人権推進課として公正に仕事を行うべきであります。

次に、特別会計です。国民健康保険特別会計については、国が全国知事会が求める均等割の廃止及び地方に対する必要な財源措置をとらず、本市も子ども医療費助成を理由にした国のペナルティ、交付金減額を補填するほかは、法定外繰り入れを拒否し続けています。また、高過ぎる国民健康保険税を市民に押しつけ、新型コロナ危機の時代だというのに、片峯市長があえて医療を受ける機会の抑制につながる資格証明書や短期保険証を、滞納を理由に発行し、１年間通用する正規保険証を交付しなかったことは重大です。個人の健康を守るとともに、感染拡大防止の観点から速やかに正規保険証を原則交付するべきであります。

介護保険特別会計については、高過ぎる介護保険料で高齢者を苦しめ続けていることは重大です。介護適正化の掛け声のもとで、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって、必要な人が必要なサービスを受けられなくすることは認められません。

後期高齢者医療特別会計については、高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると高齢者から正規保険証を取り上げて短期保険証を押しつけるというやり方がいまだ改められていません。

オートレース、小型自動車競走事業特別会計は、そもそも事業の運営を一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじみません。３６億円もの巨額のメインスタンド新築建てかえは無謀というほかはなく、速やかに見直す必要があります。

地方卸売市場事業特別会計は一般会計関連の中で既に述べたとおりであります。

工業用地造成事業特別会計は、三菱マテリアル炭鉱跡地の鯰田工業団地造成は、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。将来生じかねない地盤のふぐあいによる損害賠償を、鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルには求めないとした土地売買契約を結んでおり、市民に大きな不利益がかかりかねません。

学校給食特別会計は、新型コロナ感染から子どもを守る十分な対策が必要です。栄養とともに、心のケアにつながる工夫が十分に行われない背景に何があるのか。市がきちんとした財政を出動しないことがあります。子どもの食生活に占める学校給食の位置を考慮し、国に無償制度を求めるとともに、当面、市の措置として、せめて給食費の半額補助が必要であります。以上で私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１号　令和２年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第２号　令和２年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第３号　令和２年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第４号　令和２年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第５号　令和２年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第６号　令和２年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第７号　令和２年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第８号　令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第９号　令和２年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第１０号　令和２年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第１１号　令和２年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

「認定第１２号　令和２年度 飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

暫時休憩いたします。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時２９分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。議会運営委員会に付託していました「請願第４号」を議題といたします。「議会運営委員長の報告」を求めます。２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　議会運営委員会に付託を受けました「請願第４号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市民の中にも、経費を削減すべきとして議員定数削減に賛成する声が多いが、その点については、どのように考えているのかということについては、本市議会では、これまでかなりの議会費を削減してきている。費用削減も大切なことではあるが、定数削減については総合的に考える必要があるという答弁であります。

次に、令和元年の選挙では、２８人の定員に対し、女性の立候補者は２人だけであった。女性の議員をふやそうと思うならば、２４人の定数を２８人にふやすのではなく、２８人になる前の３４人といった定数を提案することも考えられるのではないかということについては、２４人という定数を一旦決めた市議会として、１０人ふやすことは現実的ではないため、まずは削減が決まった定数を元に戻すことから始めたいという答弁であります。

次に、請願の要旨にある「女性をはじめ多様な市民から構成される議会、さまざまな意見が反映される議会となるよう」との表現は、本市議会がそうなっていないとの指摘だと思うが、そう考える理由は何かということについては、議員の性別、年齢、住んでいる地域に偏りがあることが考えられる。一例を挙げれば、子育てに関しては、固定的性別役割分担がある現状では、主体的にかかわった方も少なく、議会において、子育てについての意見を反映させることは難しいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、慎重に審査するため、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　議会運営委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第４号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第８９号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第８９号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

本市固定資産評価審査委員会委員として、竹森　宏氏を新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第８９号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第９０号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第９２号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの３件を、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　ただいま上程されました「議案第９０号」から「議案第９２号」までの「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」についてご説明いたします。

令和３年１２月３１日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第９０号」及び「議案第９１号」は、鹿毛謙吉氏、高岡備子氏を引き続き同委員の候補者として、「議案第９２号」は、宮井清人氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９０号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第９１号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第９２号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第９号」から「議員提出議案第１１号」までの３件を、一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　「議員提出議案第９号」、「議員提出議案第１０号」及び「議員提出議案第１１号」、以上３件について、提案理由の説明をいたします。本案はいずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てに、「出産育児一時金の増額を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに、「地方財政の充実・強化に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）宛てに、それぞれ提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案３件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員定出議案第９号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出」、「議員提出議案第１０号　出産育児一時金の増額を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第１１号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出」、以上３件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

「議員提出議案第１２号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　「議員提出議案第１２号」について、提案理由の説明をいたします。本案は意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛てに提出したいと考えております。以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

私は、「議員提出議案第１２号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出」に反対の立場から討論を行います。

婚姻すれば改姓が強制される、世界で一つしかないと言われる国が我が国であります。姓名は個人の人格の象徴です。その変更を行うことは、さまざまな不利益や精神的な苦痛が伴います。その苦痛の多くが、女性にのしかかっているのが、この日本社会の現実であります。憲法が保障する個人の尊重、幸福追求権による自由な意思決定に現行法が制約となっていることは明らかです。今、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する世論は大きくふえ続け、地方議会でも意見書が多数上がるなど、世論と運動の高まりがあります。この世論の高まりの中、ことし６月、最高裁大法廷は民法、戸籍法が夫婦同姓を義務としていることについて、合憲とする決定を示しました。２０１５年の大法廷の合憲判決の前例踏襲の司法判断と言わざるを得ません。重要なことは、この動きに対して、日本弁護士連合会が８月、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を取りまとめ、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）及び法務大臣宛てに提出しました。国に対し、夫婦同姓の強制を定める民法７５０条を改正し、希望する者は、婚姻前の姓を保持したまま婚姻することができる選択的夫婦別姓制度を速やかに導入することを求めるとしています。振り返れば、１９９６年に法制審が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申してから２５年です。さらに足踏みを続けて、国民を、そして女性を苦しめ続けることが許されない段階にあります。今回提出の意見書案は、選択的夫婦別姓の重要性が国民世論の高まりを巻き込んでいるのに、結論として国に求める内容が、速やかな導入ではなく、積極的な議論となっています。私は、飯塚市議会が現段階で国に求めるべき内容は議論ではなく、導入であると考えるのです。今回、意見書案が速やかな導入の先送りを容認しかねないため、賛成できません。最後に、個人の尊厳とジェンダー平等の実現への決意を表明して、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第１２号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第１３号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（林　泰記）

　「報告第１３号」の専決処分について、ご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の６９ページをお願いいたします。本件事故は、令和３年６月１日、火曜日、午後２時１５分ごろ、飯塚市花瀬地内の市道「北ケ浦住宅３号線」において、当事者が浄化槽清掃作業中、浄化槽に水を入れるため、バキュームカーがバックしていたところ、道路が陥没し、左側後輪からはまり、リヤバンパー及び各部品を損傷させたものです。

本件事故の過失割合は、市側が１００％であり、損害賠償額は１４万４９７７円となっております。

道路の点検補修につきましては、広報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「報告第１４号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。農業土木課長。

○農業土木課長（田中寿也）

　「報告第１４号」の専決処分についてご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

公用車による事故発生について、ご報告いたします。議案書の７１ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。令和３年６月２３日、水曜日、１５時３８分ごろ、農業土木課職員が飯塚市堀池の市道にて、事務用品購入のため、店舗にバックにて進入しようとした際、後方からの直進車と接触し、相手方車両の右側後方部分を損傷させたものです。

　本件事故につきましては、市の過失割合を８０％とし、市が相手側に修理費用として損害賠償金２０万２００円を支払うことで令和３年８月１０日に示談が成立いたしました。

　今回の事故につきまして、当該職員の周囲への注意不足が大きな要因であります。今後、このような事故を起こさないよう、当該職員を含め職員全員に対し、日ごろから交通安全等の注意喚起を行い、交通事故防止の徹底を図ってまいります。

　以上、簡単ではございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第１５号　専決処分の報告（市民公園転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。健幸都市推進課長。

○健幸都市推進課長（瀬尾善忠）

　「報告第１５号」の専決処分について、ご報告いたします。

この件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市民公園転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により、報告を行うものでございます。

議案書の７３ページをお願いいたします。事故の概要につきまして、ご説明いたします。本件事故は、令和２年４月５日、日曜日、午後２時２０分ごろ、飯塚市鯰田地内、市民公園テニスコート付近において、歩道から新しく造成されたスロープ状の敷地を通り、市民公園内に入ろうとした際に、造成地から飛び出した木の根に足を引っかけ転倒し、負傷させたものでございます。

本件事故につきましては、市の過失割合を１０％、相手方を９０％とし、市が相手方に損害賠償金１１万５４８３円を支払うことで示談が成立しております。

今後は工事箇所の安全対策を行い、危険箇所を発見した際には迅速に対応を行うことで、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、専決処分の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「報告第１６号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」及び「報告第１７号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」、以上２件の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（井上尊之）

　「報告第１６号」及び「報告第１７号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起及び和解の申し立ての専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により、ご報告いたします。

　議案書の７５ページをお願いいたします。「報告第１６号」につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。事件の概要に記載されております５名の者は、住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明け渡し等の訴えを提起したものであります。

続きまして、議案書の７６ページをお願いいたします。「報告第１７号」につきましては、市営住宅の管理上必要な和解に関するものでございます。事件の概要に記載されております３名の者については、住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意思を示しました。このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「報告第１８号　継続費精算報告書の報告（令和２年度 飯塚市一般会計）」、「報告第１９号　継続費精算報告書の報告（令和２年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計）」及び「報告第２０号　令和２年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」、以上３件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

「報告第１８号」について、ご説明いたします。議案書の７７ページをお願いいたします。一般会計の継続費精算報告書の報告につきましては、予算に計上しておりました継続費について、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

内容につきましては、７８ページ、令和２年度一般会計の継続費精算報告書をお願いします。７款、商工費の筑豊ハイツ再整備事業につきましては、平成３０年度から令和元年度までの事業として、継続費を合計で１５億７６万５千円計上しておりましたが、実績額は１４億７１４９万８０２０円となりました。なお、令和２年度の全体計画額に年割額等が記載されていないのは、継続費の最終年度である令和元年度事業の道路舗装工事において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、作業員の業務体制に影響があり事故繰り越ししたことによるものです。

続きまして、「報告第１９号」について、ご説明いたします。議案書の７９ページをお願いいたします。地方卸売市場事業特別会計の継続費精算報告書の報告につきましても、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

内容につきましては、８０ページ、令和２年度地方卸売市場事業特別会計の継続費精算報告書をお願いします。１款、地方卸売市場費の新地方卸売市場整備事業につきましては、令和元年度から令和２年度までの事業として、継続費を合計で３７億９１０８万１千円計上しておりましたが、実績額は３２億５３８０万８９００円となりましたことを報告するものでございます。

続きまして、「報告第２０号」について、ご説明いたします。議案書の８１ページをお願いいたします。令和２年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、報告するものでございます。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は、公営事業会計を含む飯塚市の全会計の赤字の程度を示す指標となっています。

令和２年度は、公営事業会計の一部で赤字決算となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和２年度は６．５％となっており、昨年度に比べ１．３ポイント悪化しております。これは、近年の大型事業の財源として借り入れした市債の元金償還開始に伴い公債費が増加したことが、主な要因でございます。

将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含めた、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和２年度は１２．２％となっており、昨年度に比べ５．１ポイント改善しております。これは、過去に借り入れした市債の償還完了等により市債残高が減少したことが、主な要因でございます。

なお、実質公債費比率、将来負担比率ともに、早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和２年度は全ての公営企業会計において、資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件３件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。４番　奥山亮一議員、２７番　道祖　満議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和３年第５回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後　３時０５分　閉会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

　（　欠席議員　　１名　）

２４番　　平　山　　　悟

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　伊　藤　拓　也

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　山　田　哲　史

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一

財政課長　　落　合　幸　司

健幸都市推進課長　　瀬　尾　善　忠

住　宅　課　長　　井　上　尊　之

土木管理課長　　林　　　泰　記

農業土木課長　　田　中　寿　也